

第6回 米子市下水道使用料等審議会 議事概要

1 開会

委員9名中6名の出席により、会議は成立。

資料の確認。

資料3…答申案 誤字により差し替え。

資料2…一番最後のページ、グラフ下の凡例が「元利均等償還元金」とあるが、正しくは「元金均等償還元金」。訂正願う。

2 議事

報告事項

(1) 第5回審議会議事の概要を確認。

審議事項

(2) 財政見直しについて補足説明

資料2

使用料対象経費のうち元金償還金、支払利息について、使用料対象経費、維持管理も含めて増減の要因を詳しく説明。

・使用料対象経費1 維持管理の推移と内訳のグラフ

職員給与費—現行の組織及び人員の配置で業務を執行する場合を想定し同額で見込んでいる。

経費—管渠の新規整備に伴う接続人口の増加で、汚水処理費用が増加することを想定。

日常的な改善はするが、施設の統廃合等事業の在り方を抜本的に見直す取組みは反映していない。

・使用料対象経費2 資本費の推移と内訳のグラフ

元利償還金の総額—今後15年間減少に向かうものの、高止まり。赤い部分は元金償還金の平成30年度以前に発行した企業債。

参照→参考資料企業債発行額の推移（平成元年度～平成30年度）

公共下水道、農業集落排水の建設改良にかかる企業債と、それ以外の企業債の発行額のグラフ。

建設改良費については元利均等償還30年、据置期間5年。

それ以外の企業債のうち、平成27年度、28年度に、農業集落排水を公営企業会計に移行するにあたり発行した企業債は償還期間10年、据置期間1年。

それ以外の企業債については償還期間20年、据置期間3年。

赤い折れ線で平成10年前後にグラフが跳ね上がっているところ、最大

で44億円程度。当時の国の景気対策に伴うもの。それ以降は15億円以下で減少。近年は施設の老朽化に伴う改築・更新、管渠の整備の拡大によって赤い折れ線が再び増加している。

青の折れ線は、農業集落排水事業の建設改良費にかかる企業債。平成9年度に約9億円がピーク。平成20年度の整備完了以降は発行していない。

緑の折れ線は、公共下水道の資本費平準化債を中心とした借入れ分。近年増加を続けており、元金均等償還で返済を行う予定。

一番下のオレンジの折れ線は、農業集落排水の資本費平準化債借入れ分。同様の傾向となっている。

参照→最後とその前のページ、元金均等償還と元利均等償還の推移のイメージ

元利均等償還…元金の償還と利息の償還の総額が一定。

ただし最初の5年間は利子のみの負担。

青—元金、オレンジ—利子。

元金—償還開始から最終年にかけて償還額が増加。

利子—借入残高の減少に伴い少なくなっている。

元金均等償還…元金の青い部分の償還額は常に一定。

ただし据置期間は利子のみの負担。

元金—一定の額を償還。

利子—元金の減少に伴い遡減。

・使用料対象経費2資本費の推移と内訳(2)償還方法別内訳①元金償還金

青の部分…元利均等償還の平成30年度以前発行分。

過去の建設改良費。平成10年に借り入れたものは令和10年まで償還が続いていく。すなわち、借入れが極端に多い年度の元金償還がまだ増える傾向にある。その間は、減り幅は少ないが、これを過ぎると急激に減少する。

緑の部分…元金均等償還の元年度以降発行分。

資本費平準化債の据置期間が終了するにしたがい償還が発生するので、令和5年度以降徐々に増す傾向。

オレンジの部分…元利均等償還の元年度以降発行分。近年の建設改良費の増加により、最初は利子が先だが、その後元金の負担が徐々に増加していく傾向。

・使用料対象経費2資本費の推移と内訳(2)償還方法別内訳②支払利息

青の部分…元利均等償還の平成30年度以降発行分。

平成10年前後発行した分の利子は減少、今後は元利均等の元金だけ。令和2年度以降急激に減少に向かい、元金よりも先に減少が始まっている。

緑の部分…元金均等償還の元年度以降発行分。

資本費平準化債の発行額の増加により利子負担が増えている。徐々に増加していく傾向にある。

オレンジの部分…元利均等償還の元年度以降発行分。

建設改良費にかかる発行分が増加し、利子の負担が先に来るので急激に増加する傾向。

結論として、平成10年前後に多額の発行を行った建設改良費の企業債がいまだに影響している。この償還が完了するに従って、元金は徐々に減少する。近年、建設改良費にかかる企業債が再び増額に転じており、こちらの利子がすでに増加傾向にある。これらの要因によって資本費全体では高止まりで推移する。

(質問)

前回の、償還して行くのになぜ利子が増えるのかという質問への説明をしてもらったが、もう少し先まで見ると理解できるのでは。

(回答)

発行額が一定ではないというところと、元利均等、元金均等、違う条件で発行しており、特に利子については近年の建設改良費の増額が早々と影響し増額傾向になっている。

もう少し先まで見ると、元利均等償還の利子が減少していくので、今後は元金の負担が大きくなる。利子が減っても元金が残るので、元利均等償還では、償還額自体は中々減ることにはならない。

(質問)

2枚目の維持管理費のところ、維持管理費の増加要因はないか。減らす努力はするということか。これからかかる経費が令和8年度頃がピークで、その後ずっと50億円くらいで行くということか。

(回答)

経営改善の方向性によっては減少する可能性があるというところ。

これまでの発行分の企業債償還が終了し、今後の発行分の償還が増えて入れ替わったとしても、急激に元利償還金が減ることにはならないが、徐々に減って行く度合いがこの程度で想定している。

(まとめ)

かかるほうはそれほど変わらない、時期がくれば企業債は償還でき、後はメンテナンスや更新にかかるお金。片や財源のほうは少し減っており、ここには今回の15%の増額は入っていない。すなわち、改定するともう少し余裕が出るということである。資本費平準化債が出せなくなっていく、それで収支が辛くなるということであった。

今回の料金改定で、令和5年度までは単年度収支がプラス。その後、余力で令和8年度までは財源不足にならないと。

その後再度改定を考えているということだが、それはこれまでどおりであればということで、上水道との連携や、施設の統合などの方策があるかもしれない。とすると、使用料対象経費の部分がもう少し何とかなるかもしれない。

出る方は大体目途がつき、上水道との統合や施設の統合などで減らせる可能性がある。財源のほうは使用料を何とかするというので、今後整備をして使用者を増やすことと、接続をしてもらう努力をするというところか。

(質問)

上水道の値上げの発表を、テレビや新聞で見た。上水道と下水道が一本化され、経営の合理化ができるとすれば、会計が楽になるのではないかとあったが、そういった可能性はあるのか。

(回答)

水を扱う業態で共通する部分があると考え、今年に入ってから水道局と具体的な協議に入っている。組織統合で合理化できれば良いが、やっている内容が違うので。今探っているのは、一緒にやると合理化できるところは何かを検討している。

現段階では、上水道と下水道と別々に請求しているところを一本化すると、経費改善になるのではと協議している。他の所は現状では合理化は難しい。料金の賦課徴収は、他自治体でもやっているところがあり、松江市はその業務自体を民間に委託して、経費を落としている。

出来ることを積極的にやろうと思うが、民間に出せる部分とこちら側で持っていないといけない部分があり、持続的・安定的に水の供給や汚水の処理をすることなどはしっかり握ってやるべきところで、すべてを民間委託ではなく切り分けをしてやっていきたい。一定程度の方向性は今年度中に出るのではないかと考えている。

(まとめ)

上水道との連携をひとつの可能性として検討していると。今後急速に情報技術が進歩すると、市役所全体の情報化などで下水道に影響がでる可能性もあると思う。

私も工学の人間なので、職員の頭数だけの議論はどうかと思っており、下水や上水は特に技術屋がいないと話にならない。民間に出してもそれを監督できる人がいないと。市役所の他の部署とは違うと思う。

資料3について説明願う。

(3) 答申案について

資料3

今までの審議に基づき、各委員の意見を踏まえ事務局として答申を取りまとめた。

構成…使用料水準及び体系

使用料改定の時期

付帯意見

答申の考え方

・ 答申の考え方

1 公共下水道事業及び農業集落排水事業の現状。

米子市の下水道事業は事業開始から50年以上が経過し、当初に整備した区域が大規模改修や施設更新の時期を迎えている。その一方で全国平均に比べ管渠整備の進捗率は低く、米子市の生活排水対策方針では令和8年度末の汚水処理人口普及率95%の達成に向け、公共下水道と合併処理浄化槽の普及を組み合わせ早期概成を目指している。ところが、人口減少や高齢化社会の到来等、社会情勢が変化し使用料収入の大幅な増収は期待できない。

農業集落排水事業は既に整備が完了しているが、当初に整備した施設は大規模修繕や施設更新の時期を迎えている。地方公営企業会計に移行し、公共下水道と会計を統合した後も、農業集落排水事業単体では赤字を計上。人件費について一般会計から赤字補填を行っており、財政基盤は脆弱である。

2 使用料改定に対する基本的な考え方。

平成24年度の使用料審議会において、10%の改定の答申を行なっている。ここにおいて平成28年度に再度審議会を開催とされていた。今回は、平成30年に地方公営企業会計へ移行したことを受け、経営状況、収支見通しを改めて検討し、審議をしていただいた。

今後の下水道事業の収支見通しは、使用料収入の大幅な増収が期待できないことと、一般会計からの基準内繰入金の減少により、このまま使用料を据え置くと令和2年度から単年度収支で赤字、令和5年度には剰余金も枯渇し資本的収支の補填財源不足額が発生という見込み。

収支の改善として、仮に使用料改定をせず一般会計からの赤字補填を行うと、一般会計の財政運営硬直化の要因になることと、下水道、農業集落排水の利用者でない市民の税金が下水道事業に投入されることになり、公平な税負担という意味で疑問が出る。

現状、新型コロナウイルス感染症の影響が広範囲に及んでおり、市民生活、地域経済が今後力強く回復するまでには一定期間を要するが、現在の収支の悪化を放置した場合には、後年度の利用者の負担増加につながるため、世代間の負担の公平性という面でも問題となる。下水道の経営健全化のためには、令和3年度に使用料の改定を実施することがやむを得ない。

3 使用料改定時期及び算定期間

改定時期を遅らせると将来の利用者の負担増になるので、改定については市民、利用者への周知を行なったうえで早期に実施することが望ましい。算定期間は、公共料金であり安定性を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたって金額を

固定することになると、先々の予測が確実かどうかの面で問題があるので、令和3年度から5年度の3か年とする。今後は最終年度以降の適切な時期に見直しを検討。

4 使用料水準（改定率）

令和3年度から5年度について単年度収支が黒字化される改定率ということで15%。

5 使用料体系

- (1) 基本体系。現行の基本使用料に累進従量制を加えた二部使用料制。
- (2) 基本使用料。高齢化・単身世帯の増加や節水機器の普及などで基本水量内の世帯が多数であること、上水道の基本水量が8 m³であることをふまえ、8 m³のまま据え置き。また、下水道事業は先行投資を行なっており、後年度の資本費の負担が大きくなる。固定的経費であるので基本使用料で回収することが望ましいが、全部回収しようとする基本使用料が巨額になる。したがって、近隣市の状況を考慮し、また、全水量区分に一定程度の改定率を採用するというので、現行の1,100円から15.5%引き上げて1,270円。
- (3) 従量使用料及び累進度。污水处理施設の概成、管渠の整備拡大に加え、施設の老朽化で維持管理費が増え、それにより污水处理費が増加している。従量使用料も基本使用料と同様15%引き上げることが適当。

直近の使用料収入状況では、累進度の関係もあるが、一か月当たり1,000 m³以上の事業者は全体の使用者数の0.4%だが、使用料の金額は全体の28%である。大量の排水は処理場へ負荷がかかるので、累進従量制については、引き続き採用することが妥当。しかしながら、大口使用者は、累進従量制の影響で金額面では改定額が多額になるので、負担の公平性から累進度は現行どおりとする。

- (4) 公衆浴場污水及び温泉污水。公衆浴場は、物価統制令によって入浴料金は定めがあること、公衆衛生、最低限度の生活という浴場経営に配慮する必要があり、現行の使用料体系と同じで、改定率のみ一般污水と同様とする。温泉排水は、旅館業は排水量を減らすことが困難であること、特に皆生温泉については市が観光政策上の配慮として、一般会計の繰出しを行なっていることを踏まえ、従来通り公衆浴場污水と同じ単価とする。

・使用料水準及び体系

現行の使用料よりも平均15%引き上げとし、基本使用料は1,100円から1,270円。超過使用料は各水量ごとに約15%の改定。公衆浴場污水と温泉污水についても、現行の金額から15%程度の改定額、88円とす。

・使用料改定の時期

令和3年度から5年度までの3か年。そして令和5年度には、再度審議会を開催し、時期を逸することなく使用料改定を検討する。

・ 附帯意見

過去の審議において委員の皆さまからの意見を反映し作成。使用料改定については、「やむを得ないものである」と、改定の必要があるとの結論に達した。その上で、使用者に負担増を求める以上は、市においても、経営の合理化・健全化などの経営改善を進めていかなければならない。経営改善を行い財政を健全化するためにいただいた要望を以下に記載。

- (1) 普及促進に向けた努力。今後の下水道事業の財政計画を説明した際、整備の前提条件について、意見をもらったもの。下水道事業においては、使用者の増加が収益の確保につながることから、普及率及び水洗化率の向上を強力的に推進する必要がある。特に新規に供用開始する区域においては、受益者負担に加え、個別の宅内配管工事経費の負担が生じることから、事前に広報や説明会を開催し、接続勧奨を徹底し、接続率の向上に努める。
- (2) 経営の合理化・効率化に向けた取り組みの強化。経営改善に向けた取り組みを説明した際のもの。人口減少社会の到来や下水道施設の老朽化など、下水道事業を取り巻く環境の変化を念頭に置きながら、下水道事業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、統廃合といった施設のあり方の検討、業務の実施体制の見直しなど、経営の合理化、効率化に向けた取り組みを強力的に推進すること。
- (3) 今後の投資計画の検討。下水道事業の概成計画、整備の今後の見込みに加え、米子市の生活排水対策の説明の際に意見をもらったもの。米子市の生活排水対策方針では、令和8年度末の汚水処理人口普及率95%の達成に向け、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及を組み合わせ概成を目指す。公共下水道は、市街化区域を優先して新規整備を実施。一方、既存の施設は改築・更新の時期を迎え、今後の整備の実施にあたっては、施設の改築・更新経費を含めた将来負担を明らかにし、それとともに人口減少や超高齢化社会等の社会情勢が変化をする中で、収益を確保する視点をもって、整備計画の見直しを含め、適切な経営判断を行う。
- (4) 市民への広報活動の充実。使用料のシミュレーションの説明、経営改善の取り組みの説明の中でいただいた意見。下水道事業の健全経営のためには、独立採算の原則による汚水処理費の利用者負担について、市民に理解して協力してもらうことが不可欠。そのために、市は下水道の施設の現状、経営状況について、市の広報などを通じてこれまで以上に活動の充実に努力をすること。そのあとに、使用料の改定だけでなく、今後の施設の改築・更新や地震・豪雨といった災害時における水処理のあり方、あるいは事業運営全般についても議論をし、市民からの声を反映するための機関の設置について、使用料等審議会の拡充を含めて検討をする。

(意見)

算定期間が3か年間ということで、その後もう一度検討する必要があるということだった。本当はもっと長い期間見るのが良いと思うが、赤字になった場合すぐに改正し、とにかく赤字が膨らまないということが後年の市民の人たちにとっても大事なことだと思う。少子化、高齢化で難しいかもしれないが、赤字を膨らませないよう何とか持続可能な社会を米子市は作り上げていかないといけないと思う。

(質問)

答申としては、この形で良いのでは。付け加えれば、2点目の「広報の充実」を、どう考えられているのか。施設見学をして、とてもためになったので、是非、そういうことも広めていただきたい。

(回答)

下水道部が独自で作っている広報誌があり、特集を組むなど周知し、理解をしていただきたいと考えている。また、下水道週間があるので、そこで普及等についても周知していきたい。

仮に使用料を改定するとなった場合、当然住民に丁寧に説明していくことになる。例えば使用料がこれだけいつから上がりますという、伝えるべき内容だけでなく、下水道の役割や、皆が快適に生活するために下水道はこのような使命をもってかかわっているというような部分での広報、下水道事業に関心を持ってもらえるような啓発を併せてやっていきたい。

(質問)

マヨネーズやソースの空容器を捨てる時に、何気なく洗ってからくずかごに入れていたが、洗わないでゴミに出したほうが下水を汚さないのでは。

みそ汁一杯を水に流すと、綺麗にするにはお風呂一杯分の水が必要と、子供たちはそういう勉強をしている。マヨネーズ容器なんかも洗わないほうがいいのでは。

(回答)

当然流してはいけないものがある。例えば油。流してしまうと、処理場で処理しづらいということがある。マヨネーズやケチャップは、洗わないにこしたことはないが、洗ってはいけないということではない。処理はできるので。ただ、劇薬とか劇物などの後始末ができないものは流さないで欲しいと注意喚起している。

(意見)

細かく設定した金額で、いろいろなパターンを作っている。この会に参加することで、あらためてこういった下水道料金、水道料金などの値段が設定され、よくするために負担し値が上がっていくというのがわかった。前回の改定では一切そういうことを知らずに、

いつの間にか値段が上がったと感じたので、先ほどのとおりもっと皆が分かるように広報活動をしてもらいたい。隅から隅まで、市からの広報を読む人は一握りじゃないかと思う。今回は自分にはいい機会だったと思って、ありがたく参加させてもらった。

(事務局)

答申案を作成するにあたり、一つ迷ったところがあり、意見を聞かせていただきたい。新型コロナウイルスの影響で、市民生活とか経済活動に打撃が出ているが、そうとは言え令和3年度から値上げを実施することはやむを得ないとしている。あくまでも地方公営企業が独立採算性で、コロナはコロナでとストレートに書くのか、あるいは、改定については慎重に検討すると附帯意見を加えるのか。

(意見)

はっきりと書いてあって良いと思う。コロナでいろんなことが先延ばしや中止になったりしていることによって、次世代の人達が非常に負担を強いられることを懸念している。

必要な値上げはしないといけないと思うが、今回の新型コロナウイルス感染症は、我々の経験していないような状況なので、下水道の料金とはまた別で政策を考えてもらいたい。

これだけ厳密な計算をしてやってきたので、結果は結果として、市民に納得してもらったらよいのでは。

(質問)

名簿で、始まった時点と今で所属が違うのだが。

(回答)

所属のところに「委嘱時」と注意書きをしている。

(事務局)

答申案は、原案通りということでよいか。

(委員)

それで結構です。

(部長)

会議は以上になります。昨年の11月から6回にわたって審議していただいた。委員の皆様大変忙しい中、心より感謝申し上げます。我々事務局のほうから、下水道事業の状況や経営状況の説明をしたが、まだまだ市民に下水道のことを理解してもらえていないと、改めて感じたところ。下水道事業は市民生活で最重要な社会インフラなので、これなくして生活はできない。そのためにこういうことが必要で、こういうことをやっている、ですか

ら市民の皆様にもこれだけの負担はしていただかないと、ということを広報だけではなく処理場の見学会やあらゆる場面で理解を深めてもらえるよう努力する必要を改めて感じたところ。

それ以外にも経営努力、改善点はたくさんある。今までのやり方が今後通用していくのか、そういった視点に立ち、色々な検討を始めたところ。あと1、2年ぐらいすると形が見えてくるのではと思っている。しっかりと努力していかないといけない。

来月頭に市長のほうに答申となるが、あとはこちら側の手続きで料金改定となる。コロナの話も出たが、市民生活はもとより事業をしておられる方には非常に厳しい中にあると耳に入っている。後は我々の判断となるが、改定時期についても慎重に判断して行かないとと思っている。審議会は今日で終了するが、何かあればご意見いただけたら、事業の参考にさせていただく。本当に長い間ありがとうございました。

－閉会－